

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1900708号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2000039号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑦までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑦までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 22 年 7 月 20 日
② 平成 22 年 12 月 10 日
③ 平成 23 年 7 月 31 日
④ 平成 23 年 12 月 31 日
⑤ 平成 25 年 12 月 31 日
⑥ 平成 27 年 7 月 31 日
⑦ 平成 27 年 12 月 31 日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から⑦までの標準賞与額が保険給付の対象となる記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与に係る厚生年金保険料は源泉控除されていたので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出されたA社に係る賞与明細書の写しにより、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年2月13日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	賞与額に 見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成22年7月20日 (平成22年7月31日)	10万円	10万円	10万円
②	平成22年12月10日 (平成22年12月31日)	20万円	20万円	20万円
③	平成23年7月31日	17万円	17万円	17万円
④	平成23年12月31日	19万6,000円	20万円	19万6,000円
⑤	平成25年12月31日	20万6,000円	21万円	20万6,000円
⑥	平成27年7月31日	17万7,000円	18万円	17万7,000円
⑦	平成27年12月31日	18万3,000円	19万円	18万3,000円

※ 請求期間①及び②における賞与支払年月日欄の括弧書きは、厚生年金保険法第75条本文該当記録の賞与支払年月日

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000046 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000040 号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月31日の標準賞与額を14万7,000円、同年12月31日の標準賞与額を18万3,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年7月31日
② 平成27年12月31日

A社に勤務している期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているが、当該賞与に係る厚生年金保険料は源泉控除されていたので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書の写しにより、請求者は、A社から請求期間①については15万円、請求期間②については19万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①については14万7,000円、請求期間②については18万3,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

平成 27 年 7 月 31 日及び同年 12 月 31 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 2 月 13 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 7 月 31 日及び同年 12 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。